

一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。

三 その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

四 特別積合せ貨物運送に係るものにあっては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

第七条 国土交通大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の供給輸送力（以下この条において単に「供給輸送力」という。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、第三条の許可を受けた者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）であつてその行う貨物の運送の全部又は大部分が当該特定の地域を発地又は着地とするものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、特定の地域間において供給輸送力（特別積合せ貨物運送に係るものに限りる。）が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、専ら当該特定の地域間ににおいて特別積合せ貨物運送を行つてゐる一般貨物自動車運送事業者の相当部分について事業の継続が困難となり、かつ、当該特定の地域間における適正な特別積合せ貨物運送の実施が著しく困難となると認めるときは、当該特定の地域間を、期間を定めて緊急調整区間として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、告示によつて行う。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可

をするときは、当該許可に係る事業の範囲を当該緊調整地域を発地又は着地としない貨物の運送に限定してこれをしなければならない。

5 國土交通大臣は、第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊調整区間ににおいて行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

6 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定による緊急調整地域の指定又は第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合には、それぞれ、当該緊調整地域における特別積合せ貨物運送力又は当該緊調整区間ににおける特別積合せ貨物運送に係る供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。（事業計画）

第八条 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

第九条 國土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。（運賃及び料金等の掲示等）

第十二条から第十四条まで 削除

第十五条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全性の向上（輸送の安全性の向上）

第十六条 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規格未満であるもの除く。以下この条において同じ。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならぬ（安全管理規程等）

第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に關し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。（輸送の安全）

第十八条 一般貨物自動車運送事業の状況等に応じて、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又

二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められてゐるものであること。

三 前号の運賃及び料金の收受に関する事項について、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としてある場合は、当該緊調整区間ににおいて行わるものであるときは、当該許可をしてはならない。

四 一般貨物自動車運送事業者が標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

五 國土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

六 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

七 國土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

八 一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

九 國土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることとする。

十 國土交通大臣は、安全統括管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

十一 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

十二 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

十三 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

十四 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

十五 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

十六 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

十七 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

十八 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

十九 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十一 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十二 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十三 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十四 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十五 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十六 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十七 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の絏験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十八 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の絏験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

二十九 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の絏験が明確に定められているものであること。）が明確に定められているものであること。

の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第五項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程」とあるのは、「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第四項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

貨物軽自動車運送事業者は、事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

貨物軽自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 第八条から第十一条まで、第二十五条から第二十七条まで及び第三十二条の規定又は第三十五条第六項において準用する第九条、第二十七条及び第三十二条の規定は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が経営する貨物利用運送事業法(平成元年法律第二十号)第二十条又は第四十五条第一項の許可に係る同法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業(同項に規定する貨物の集配(以下この条において「貨物の集配」という。)に係る部分に限る。)については、適用しない。

貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項の許可(以下この条において「第二種貨物利用運送事業許可」という。)を受けた者であつて当該第二種貨物利用運送事業許可(当該事業に係る同法第二十五条第一項又は第四十六条第一項の認可を含む。以下この条において同じ。)の申請の時において同法第二十三条第五

号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業(以下「地方適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関する指導を行うこと。

二 貨物自動車運送事業者(特定貨物自動車運送事業者と以下「貨物自動車運送事業者」という。)に

對する指導を行うこと。

三 第四項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第三项、第二十二条の二から第二十四条の四まで、第三十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる。

四 貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行ふこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七条第五項及び第二十二条第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全について、第三十三条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、

「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

第三章 民間団体等による貨物自動車運送

の適正化に関する事業の推進(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一

般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する秩序の確立に資することを目的とする一

般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)として指定することができる。

(苦情の解決)

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があつたときは、

その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対する請求による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

地方実施機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について貨物自動車運送事業者に周知させなければならない。

号に規定する者に該当するものは、第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく貨物の集配を行うことができる。

名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を公示しなければならない。

(事業)

第三十九条の三 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(改善命令)

第四十条 国土交通大臣は、地方実施機関の地方適正化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、地方実施機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができ

る。

(指定の取消し等)

第四十一条 国土交通大臣は、地方実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消すことができる。

国土交通大臣は、前項の規定により第三十八条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第四十二条 第三十八条第一項の指定の手続その他の地方実施機関に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)として指定することができる。

(事業)

第四十四条 全国実施機関は、次に掲げる事業(以下「全国適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 地方適正化事業の円滑な実施を図るために「区域」という。に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。

三 地方実施機関の業務に從事する者に対する研修を行うこと。

(説明又は資料提出の請求)

によるもののほか、地方適正化事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(改善命令)

第四十条 国土交通大臣は、地方実施機関の地方適正化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、地方実施機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずことができ

る。

(指定の取消し等)

第四十一条 国土交通大臣は、地方実施機関が前条の規定による命令に違反したときは、第三十八条第一項の指定を取り消すことができる。

国土交通大臣は、前項の規定により第三十八条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第四十二条 第三十八条第一項の指定の手続その他の地方実施機関に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)として指定することができる。

(事業)

第四十四条 全国実施機関は、次に掲げる事業(以下「全国適正化事業」という。)を行ふものとする。

一 地方適正化事業の円滑な実施を図るために「区域」という。に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)として指定することができる。

二 地方適正化事業について、連絡調整を図り、及び指導を行うこと。

三 地方実施機関の業務に從事する者に対する研修を行うこと。

四 二以上の区域における貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
(準用規定)

第四十五条 第三十八条第二項及び第四十条から第四十二条までの規定は、全国実施機関について準用する。この場合において、第三十八条第二項中「所在地並びに当該指定に係る区域」とあるのは「所在地」と、第四十条中「地方適正化事業」とあるのは「全国適正化事業」と読み替えるものとする。

第四章 指定試験機関等

第一節 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

第四十六条 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、運行管理者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第四十七条 国土交通大臣は、前条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって試験事務が不公平になるおそれがないこと。

国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過したこと。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過したこと。

三 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第四十八条 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験員)

第四十九条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、運行管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十条 指定試験機関の試験事務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けるべきなれば、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しけなければ、その効力を生じない。

法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(試験事務規程)

第五十二条 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを变更しようとするときも、同様とする。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第四十七条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十条第三項、第五十二条第二項又は第五十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第五十三条 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業報告書及び收支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(事業計画等)

第五十四条 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に係る事項で国土交通省令で定めるものの記載し、及びこれを保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十五条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に係る監督上必要な命令を出すことができる。

(監督命令)

第五十六条 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休止)

第五十七条 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第五十六条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等

(登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録)

第五十八条の二 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する知識を習得させるための講習(以下「貨物軽自動車安全管理者講習」という。)を行う者は、申請により、

国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第五十八条の三 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る貨物軽自動車安全管理者講習について、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者に講義を行わせるものであるときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に關して必要な手続は、國土交通省令で定める。

一 十八歳以上であること。

二 過去二年間に第三項第三号に規定する講習事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

三 運行管理者資格者証の交付を受けている者であつて、一年以上運行管理者として職務を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

四 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 前条の登録は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 貨物軽自動車安全管理者講習を行ふ者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 貨物軽自動車安全管理者講習の実施に関する事務（以下この節において「講習事務」という。）を行ふ事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、國土交通省令で定める事項

（登録事項の変更の届出）

第五十八条の四 第五十八条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録貨物」）

「軽自動車安全管理者講習機関」という。)は、前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をするときは、その二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の更新）

第五十八条の五 第五十八条の二の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十八条の二及び第五十八条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第五十八条の六 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、公正に、かつ、第五十八条の三第一項に規定する要件及び國土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

（講習事務規程）

第五十八条の七 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、國土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、貨物軽自動車安全管理者講習の実施方法、貨物軽自動車安全管理者講習に関する料金その他の國土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

（帳簿の備付け等）

第五十八条の八 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、講習事務について、國土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、國土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関登録簿の備付け及び閲覧等）

第五十八条の九 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、毎事業年度、當該事業年度の経過後三月以内に、當該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項及び第八十二条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五十八条の十 國土交通大臣は、貨物軽自動車安全管理者講習が第五十八条の三第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（改善命令）

（登録の取消し等）

第五十八条の十一 國土交通大臣は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が第五十八条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し、同条の規定による貨物軽自動車安全管理者講習を行なうべきこと又は講習事務の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（改善命令）

（講習事務の休廃止）

2 第五十八条の十二の規定により登録を取扱う業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、國土交通省令で定める。

（公示）

第五十八条の十五 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

一 第五十八条の二の登録をしたとき。

二 第五十八条の四の規定による届出があつたとき。

三 第五十八条の十二の規定による届出があつたとき。

四 第五十八条の十三の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

（登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関）

第五十八条の十六 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に關する業務

2 貨物軽自動車安全管理者講習を受講しようとする者その他の利害關係人は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録

貨物軽自動車安全管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は贈写の請求

二 前号の書面の贈本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を國土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は贈写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他）の情報通信技術を利用する方法であつて國土交通省令で定めるものをいう。）によつて提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第五十八条の十 國土交通大臣は、貨物軽自動車安全管理者講習が第五十八条の三第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（改善命令）

（適合命令）

第五十八条の十一 國土交通大臣は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が第五十八条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し、同条の規定による貨物軽自動車安全管理者講習を行なうべきこと又は講習事務の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（改善命令）

（登録の取消し等）

第五十八条の十二 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、國土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第五十八条の十三 國土交通大臣は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが

一 第五十八条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十八条の四、第五十八条の七、第五十八条の八、第五十八条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がなく、第五十八条の九第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十八条の十又は第五十八条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十八条の二の登録を受けたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

第五十八条の十四 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に關する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関がいなないとき。

二 第五十八条の十二の規定による講習事務に關する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し講習事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

三 前条の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関に対し講習事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

四 登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

第五十八条の十五 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

一 第五十八条の二の登録をしたとき。

二 第五十八条の四の規定による届出があつたとき。

三 第五十八条の十二の規定による届出があつたとき。

四 第五十八条の十三の規定により第五十八条の二の登録を取り消し、又は講習事務に關する業務の停止を命じたとき。

（登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関）

第五十八条の十六 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に關する業務

の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	五 第二十四条の三（第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
六 第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者	六 第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者
第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。	第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
一 第五十八条の九第一項（第五十八条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、又は虚偽の記載をした者	一 第五十八条の九第一項（第五十八条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、又は虚偽の記載をした者
附 則 抄 摘	附 則 抄 摘

（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（違反原因行為への対処）
（標準的な運賃）	第二条 地方実施機関は、当分の間、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事實を把握したときは、その事實を国土交通大臣に通知するものとする。
（標準的な運賃）	第三条 国土交通大臣は、当分の間、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができ。
（標準的な運賃）	第四条 この法律の施行の際現に附則第十四条の規定による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第三条第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業について旧法第四条第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
（標準的な運賃）	第五条 この法律の施行の際現に附則第十五条第二号の一般区域貨物自動車運送事業について旧法第四条第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において第三条の許可を受けたものとみなされる者については、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日に一般貨物自動車運送事業について第三条の許可を受けたものとみなす。

（標準的な運賃）	第六条 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。（経過措置）
（標準的な運賃）	第七条 この法律の施行の際現に附則第十四条の規定による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第三条第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業について旧法第四条第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
（標準的な運賃）	第八条 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。（経過措置）
（標準的な運賃）	第九条 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。（経過措置）
（標準的な運賃）	第十条 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。（経過措置）

（標準的な運賃）	第十一条 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。（経過措置）
（標準的な運賃）	第十二条 國土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならぬ。（経過措置）
（標準的な運賃）	第十三条 この法律の施行の際現に附則第十五条第二号の一般区域貨物自動車運送事業について旧法第四条第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日に一般貨物自動車運送事業について第三条の許可を受けたものとみなす。
（標準的な運賃）	第十四条 第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を第四条第一項第二号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。
（標準的な運賃）	第十五条 第二号に規定する事項の一部の事項についてのみならず、この法律の規定を適用する。

項において準用する第七条第五項並びに第三十五条第六項において準用する第九条第一項及び第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画」(附則第四条第二項の確認を受けた事項を含む。)とする。

第一項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者は、施行日から三年間は、第三十五条第六項において準用する第十八条第一項の規定にかかわらず、旧法第四十五条第五項において準用する旧法第二十五条の二第一項の規定の例により運行管理者を選任することができる。この場合における当該運行管理者の解任の命令については、旧法第十四条第五項において準用する旧法第二十五条の二第三項及び第四項の規定の例によるものとする。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三条第三項第二号の特定貨物自動車運送事業について事業区域を定めて旧法第四十五条第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に特定貨物自動車運送事業について第二十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第四十五条第二項第二号の事業区域及び同項第三号の事業計画（第三十五条第二項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を第三十五条第二項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

運輸大臣は、前項の場合において、第三十五条第二項第三号に規定する事項の一部の事項について旧法第四十五条第二項第三号の事業計画に限り、運輸省令で定めるところにより、当該必要があると認めるときは、当該特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるときは、同第五項において準用する第七条第五項並びに第三十五条第六項において準用する第九条第一項及び第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画」（附則第五条第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。）とする。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定により特定貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。

とみなされる者であつて、これらの規定により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業について、それぞれ二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一の許可とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 貨物運送取扱事業法附則第八条第一項の規定により同法第二条第九項の第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者（同法附則第八条第一項第一号に掲げる者に限る。）は、第三十七条第二項及び第三項の規定の適用について、同条第二項に規定する者とみなす。

2 附則第二条第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。

第八条 旧法又は旧法に基づく命令によりした处分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第二条から第五条までに規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

第九条 二輪の自動車を使用して貨物軽自動車運送事業を經營する者については、施行日から二年間は、第三十六条の規定は、適用しない。

第十条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第三項又は第四条第三項の規定により從前の例によることとされる場合及び附則第二条第五項（附則第三条第四項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）又は第四条第五項（附則第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定によることとされる場合の二第一項又は第三項（旧法第四十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成五年一月一二日法律第八九号）抄
（施行期日）

詰問等がされた不利益処分に関する経過措置

を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聽問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一月一日法律第九七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで
四 第二十七条から第三十条まで及び第三十二条から第三十五条までの規定並びに附則第十二条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第三十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法第十九条第一項第二号の規定による認定を受けている者であつて運行管理者資格者証の交付を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしている者に対する運行管理者資格者証の交付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行

為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第一項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、

(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、
行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日）
附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一一年一二月八日法律第一
五一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一
一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第一条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

